

令和6年第5回始良市教育委員会定例会

令和6年5月7日（火）

開会 午前9時55分

閉会 午前10時43分

始良本館 会議室1・2・3

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 岩元委員 藤田委員 高橋委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野教育部長 享保次長兼教育総務課長 濱田次長兼学校教育課長
折田次長兼社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長

3 議事

議案等番号	件 名	結果
報告第5号	始良市育英会理事の委嘱に関する件	承認
報告第6号	令和6年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件	承認
報告第7号	始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件	承認
報告第8号	始良市蒲生体育館の敷地の設定に関する件	承認
報告第9号	始良市学校給食センターの敷地の設定に関する件	承認
議案第20号	始良市社会教育委員の委嘱に関する件	可決
議案第21号	始良市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件	可決
議案第22号	始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件	可決
議案第23号	蒲生のクス保護増殖検討委員会委員に委嘱に関する件	可決

4 議事録

教育部長 ただいまから令和6年第5回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議題は、報告5件、議案4件となっておりますので、委員の皆様方よりしくお願いいたします。それでは、これ以降の議事の進行につきまして、小倉教育長をお願いいたします。

教育長 それでは会議に入りたいと思いますけれども、まず初めに私は来週13日で退任することとなり、14日から新たな教育長が就任いたします。定例教育委員会も以前は教育委員長が進行していたのですが、平成27年4月から制度が変わり、教育長がするようになり、本日、最後の進行をいたします。大いに議論していただきたいと思います。では、早速会議に入っていきたいと思います。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することとします。まず日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。皆さん、前回議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様から、何かご報告はございませんでしょうか。

委員 おはようございます。4月9日、4月の定例会終了後、始良市教職員宣誓式が行われ、出席いたしました。新しい113名の先生方をお迎えして行われました。令和6年度の始良市の各学校に新しい風を吹き込み、盛り上げていただけたらと思います。14日は新庁舎落成セレモニーが行われ出席いたしました。県内外からたくさんのご来賓が出席され、盛大に行われました。たくさんの方々が集まっていって、新しい庁舎を楽しみにしていたことがよくわかったところでした。午後からも完成を祝う踊り連などがあり、大いに盛り上がっていました。以上です。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

私の方から申し上げます。新しい年度が始まって、児童生徒数の確定が5月1日なんですが、そんなに大きな変動はないところで進んでおりますし、それぞれの学校も落ち着いた状況でスタートしており、特段大きな問題が生じたということはないところでございます。

4月の半ば以降、引っ越し等で慌ただしい中に過ごしてきましたけれども、4月30日、まず1・2階がオープンして、今日から3階以上がオープンしました。今日からフルオープンということで開庁式が今朝8時半から行われました。私は14年も旧庁舎にいたものですから、まだ馴染みが薄いところですが、皆さん、どうぞこの新庁舎をいろいろな場面にお使いいただければと思います。

それでは、次に日程第3に入っていきたいと思います。報告第5号「始良市育英会理事の委嘱に関する件」を議題といたします。まず事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは資料の1ページをお開きください。報告第5号「始良市育英会理事の委嘱に関する件」について説明いたします。始良市教育委員会では、社会に貢献し得る人材を育成することを目的として始良市育英会理事会を設置し、奨学生の選考等を行っているところです。理事の任期は2年で、現在の委員の任期は令和7年3月31日までとなっているところですが、教職員の異動により2名が変更となり、本年度の理事会を開催しました4月18日に委嘱状を交付しましたのでご報告いたします。資料の2ページをお開きください。始良市育英会理事会理事の名簿のうち、5番の帖佐中学校長と8番の蒲生中学校長を後任としてお願いしております。なお、2名の任期は令和6年4月18日から令和7年3月31日までとなります。以上で、報告を終わります。

教育長 事務局からの説明が終わりました。それでは質疑を行います。何かご質疑ございませんでしょうか。なければ質疑なしと認めます。お諮りします。報告第5号「始良市育英会理事の委嘱に関する件」は、事務局からの報告のとおり、ご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第5号については承認されました。次に日程第4、報告第6号「令和6年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは資料の4ページをお開きください。報告第6号「令和6年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件」について説明いたします。先月の4月18日午前10時から育英会理事会を開催し、奨学生の選考を行

いました。

本年度は、高等学校進学 of 4 人の方から申請があり、選考の結果、4 人のうち 1 人のみ奨学金を貸与することに決定となり、残りの 3 人は不採用となりました。貸与する額は、高校生ですので月額 15,000 円であります。

採用とならなかった 3 人についてですが、3 人とも貸与条件の 1 つである「最近の 2 か年における学業の成績が 3.0 以上の優秀な者」という選考基準を大きく下回る 2.3、1.4、1.9 という成績でした。また、うち 1 人は数十万円ではありましたが、収入基準額も判定額を上回っておりました。

委員からは収入面の不安で折角進学した学校を断念することになったらかわいそうなので、不採用にはしづらいなどの意見もありましたが、高校進学においては世帯収入などに応じて補助等もあり、仮に 1 年就学してやはり苦しいようであれば、来年再度申請する方法もある。また、あくまで貸与なので返済がなされないことも考えられるなどの意見もあり、最終的に不採用となりました。以上でございます。

教育長 事務局からの説明がございました。これから質疑を行います。
何かご質疑ございませんでしょうか。

委員 ここ数年の奨学生の選考の人数等が分かっていたら教えてください。

事務局 (教育総務課長) 昨年度は 4 人申請がありまして、4 人とも採用になっております。令和 4 年度は、高校生が 1 名、大学等が 2 名の計 3 名、令和 3 年度は、高校生が 2 名、大学等が 2 名の計 4 名、令和 2 年度は、高校生が 1 名、大学等も 1 名の計 2 名、元年度は、高校生が 3 名、大学等が 2 名の計 5 名となっております。以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 いわゆる学力成績で落とすというのは、そう多くはないのですが、今回は基準と大きく離れてしまっている。基準 3.0 というのは、5 段階評価ですから「普通」なんです。「普通」に到底足りていないので、理事会でも賛同しがたいというようなご意見が多くあったということであります。

ほかにごございませんでしょうか。

なければ質疑なしと認めます。

お諮りします。報告第 6 号「令和 6 年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件」は、事務局からの報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、報告第 6 号については承認されました。
次に日程第 5、報告第 7 号「始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する

件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(社会教育課長) それでは報告第7号について説明いたします。「始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件」についてです。

教育委員会は、始良市内の小・中学校に推進員を置くことができるとなっておりますので、引き続き6年4月1日から8年3月31日までの委嘱に関する報告になります。

6ページをお開きください。この中で16番、統括コーディネーターの川田さん、それと26番の家庭教育サポーターの重久さん、こちらのお二人が新規の推進員となります。以上になります。

教育長

事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。

何かご質疑ございませんでしょうか。

これは始良市独特な制度でありまして、スクールサポート・ボランティア・コーディネーター制度と言います。いま、学校が単体では自己完結的に成り立ち得ない状況であります。そういう中であって、地域全体で学校をサポートするシステムです。学校の授業も地域の人たちがほぼボランティアで手助けしてくださることもあります。例えば小学校の家庭科の授業でミシンを触ったことがない先生が圧倒的に多いんですが、そういう時に地域でミシンのできる人に協力いただいて実技の補助をしていただきます。また、あまり水泳がそんなに得意でない先生の場合には、地域にいらっしゃる元中学校の体育の先生が泳法から安全管理まで補佐していただける、そういうふうに地域が学校を支えている協働活動になります。

最近PTA活動をやめてしまえという風潮があり、鹿児島市では、全くなかった学校もあります。一旦なくしてしまえば、復活するには非常にたくさんの労力が必要です。始良市はスクールサポートの仕組みがあるので、PTA活動の中でもそんなに負担はない状況にございます。

また、中学校区ごとに全体をまとめる統括コーディネーターがおり、市の社会教育指導員が担っております。

それから名簿の23番から27番は家庭教育サポーターです。様々な家庭教育の悩みを聞いていただけるサポーターです。子育てを比較的うまくやられた人をこういう形でおいでありますね。決して指導的なことではなくて、いろいろ聞いてアドバイスをさせていただきます。

ご質疑ございませんか。

なければ、質疑なしと認めます。お諮りします。報告第7号「始良市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する件」は、事務局からの報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。 それでは報告第7号については承認されました。

続いて日程第6、報告第8号「始良市蒲生体育館の敷地の設定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(保健体育課長)報告第8号「始良市蒲生体育館の敷地の設定に関する件」について、説明します。資料は8ページと9ページになります。
本案件は、燃ゆる感動かごしま国体の開催に併せ、体育館用駐車場として借用していた土地について、購入するために必要な農地法第5条の農地転用許可がおりたことから土地所有者と売買契約を締結、体育館の敷地として設定するものでございます。
土地の所在については、始良市蒲生町北56番2及び北57番1の2筆で、蒲生体育館の北側に位置し、土地の面積は2,733平方メートルです。なお、売買契約を令和6年3月21日に締結し、土地の引き渡し完了日が3月31日となっており、敷地の設定を4月1日としたものでございます。
以上で報告を終わります。

教育長

事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。
ご質疑ありませんでしょうか。

国体の開催に合わせて駐車場整備を行ったわけですが、日頃からこの蒲生体育館は駐車場が少なく、いろいろなイベントの際に道路際に駐車して、警察からも指摘されたりするということもありました。
体育館の入口側の土地の交渉にあたったのですが、途中で不調に終わり、結局、奥の土地の方が了承してくださったということです。

ご質疑なければ、質疑なしと認めます。
お諮りします。報告第8号「始良市蒲生体育館の敷地の設定に関する件」は、事務局からの報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。それでは報告第8号については承認されました。
続いて日程第7、報告第9号「始良市学校給食センターの敷地の設定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(保健体育課長)報告第9号「始良市学校給食センターの敷地の設定に関する件」について説明します。資料は10ページと11ページになります。
本案件は、新学校給食センターの整備にあたり、普通財産として財政課で所管していた土地を教育財産として所管替えすることにより敷地の設定をするものでございます。
土地の所在については、始良市増田468番1、468番7、468番9及び468番10の4筆で現在の小学校給食室別棟の西隣りになり、設定する敷地の土

地の面積は 3,925.46 平方メートルです。

なお、所管替えの手続きについては、4月1日に行っております。

また現在周辺の土地の購入も進めている段階でございまして、そちらについては土地開発基金の方で土地の取得を行う予定です。予算計上をして取得する段階になりましたら、また敷地の設定として改めて議案として提出予定としております。以上でございます。

教育長 事務局からの説明が終わりました。これから質疑を行います。
何かご質疑ございませんでしょうか。

委員 所管替えをしたのは、給食センターを設置する場所だということですが、また更に購入を考えているというのは駐車場を考慮しているのでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 現在購入した土地の北側の農地がございまして、そちらの土地を一部譲渡していただくように交渉して、概ね了解をもらっているところです。そこについては、給食センターの敷地と一部駐車場となります。それからもう一か所、用地交渉をしております、この給食室別棟の南側に消防車の車庫がございまして、その南側の方についても、現在用地交渉をしているところです。概ね了解をいただいているところです。こちらについては、従業員の駐車場として考えているところです。以上2か所となっております。以上でございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。
新しい給食センターについては、PFI方式で仕組みが少し複雑なところもありますので、6月の定例教育委員会が終わった後ぐらいに、委員研究会といいますか勉強会を入れていただきたいと思います。

事務局 (保健体育課長) 現在、PFIの実施方針と要求水準書(案)をホームページで公開していて、いろいろご意見いただいているところです。そちらについて6月7日の定例教育委員会終了後、委員研究会としてお時間少しいただきまして、施設の概要等をお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 委員研究会というのは、定例会とは別ですが、教育委員会に接続した勉強会みたいなものです。またご理解いただければと思います。
いま長方形の土地の上の農地と、道路を隔てたところの土地の交渉をしているところです。
質疑はございませんでしょうか。
なければお諮りします。
報告第9号は、「始良市学校給食センターの敷地の設定に関する件」は事務局提案のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第9号については承認されました。
次に日程第8、議案第20号「始良市社会教育委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) それでは資料の12・13ページになります。
議案第20号「始良市社会教育委員の委嘱に関する件」についてであります。
委員の職務は、社会教育に関して市教育委員会に助言するということで、15名以内の定数になっております。今回の教職員の異動や団体の異動等によりまして6名の方の変更となります。任期は6年4月1日から8年3月31日までとなっております。
13ページの1番の蒲生小学校長、2番の帖佐中学校長、5番の市女性団体連絡会代表、8番のSSWの代表、そして10番のSSVC+家庭教育サポーター代表、15番の学識経験者、以上6名の方が新任となっております。よろしくをお願いします。

教育長 事務局からの説明が終わりました。これから質疑を行います。
何かご質疑ございませんでしょうか。
始良市の場合は、女性登用と言ってもいろんな代表は男性が多いので、学識経験者を全部女性にしたのです。そうするとかなりバランスが取れてくるので、そういう風にやっているところです。
特にご質疑はございませんでしょうか。
それでは質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第20号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。
よって議案第20号「始良市社会教育委員の委嘱に関する件」については可決されました。次に日程第9、議案第21号「始良市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) それでは資料の16・17ページになります。議案第21号「始良市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件」についてであります。
所掌事務は文化財の保護活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議するというもので、10名以内の定数になっております。任期は委嘱日から令和8年3月31日までとなっております。
今回、17ページの7番の浜本さんと8番の前迫さんが新任ということになります。よろしくお願いいたします。

- 教育長 事務局からの説明が終わりました。これから質疑を行います。
何かご質疑ございませんでしょうか。
この8名の皆さんで文化財保護審議会は構成されています。各分野の専門家を集めて、市指定の文化財として認めていいのかなどを審議していただく会でございます。
鹿児島県内で国、県、市指定の文化財が一番多いのが姶良市です。今、207件の文化財の指定があるということですね。
何かご質疑ございませんでしょうか。なければ質疑なしと認めます。お諮りします。議案第21号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 異議なしと認めます。よって議案第21号「姶良市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件」については可決されました。続いて日程第10、議案第22号「姶良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (社会教育課長) 議案第22号「姶良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」についてです。
資料の方が19・20ページになります。両館の運営に関して必要な事項を協議していただく場になります。20ページの6番、7番は観光協会と学校長の代の方で新任となります。以上、よろしくお願いします。
- 教育長 事務局からの説明が終わりました。これから質疑を行います。
何かご質疑ございませんでしょうか。
- 委員 先ほど聞けばよかったのですが、この委員の方々の任期は委嘱日からなっていますが、委嘱日というのは、第1回目の会議を委嘱日とするのでしょうか。それとも何か決まっているのでしょうか。
- 事務局 (教育総務課長) 近々、第1回目の会議がある予定ですので、その日に委嘱状をお送りいたします。
- 委員 その日になるということですね。分かりました。
- 教育長 資料の2ページをご覧ください。
育英会の第1回理事会が4月18日にあり、そのときに委嘱状を渡しているということです。だから任期は4月18日から令和7年3月31日までとなっています。中には4月1日からというものもありますけれども、多くの場合、第1回の会議で委嘱状を交付したときからになります。

ほかに疑ございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第22号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第22号「始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱に関する件」については可決されました。次に日程第11、議案第23号「蒲生のクス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 資料の22・23ページになります。議案第23号「蒲生のクス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件」についてです。委員会は、保護増殖事業に関する事項について協議検討するというということとなっており、5名以内の委員で組織することになっております。23ページに詳細がございますが、全員、前回と同じ5名の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします

教育長 事務局からの説明が終わりました。これから質疑を行います。何かご質疑ございませんでしょうか。質疑なしと認めます。お諮りします。議案第23号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。それでは議案第23号「蒲生のクス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件」については可決されました。次に日程第12、事務連絡に入ります。委員の皆様から何かございませんでしょうか。なければ事務局から説明してください。

事務局 (教育総務課長) 定例会開催日程を一枚紙でお配りしておりますが、7月の定例会の予定が当初は7月10日水曜日だったのですが、先日議会日程が発表されまして、この日に最終本会議が重なってしまいましたので、申し訳ありませんが7月の定例会につきましては、7月9日の火曜日の10時からに、変更させていただきたいと思います。また8月以降につきましても各行事の調整が一旦は済んではいるのですが、それでも、また議会や行事の関係で変更があるかもしれませんので、その際は早めに連絡したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは25ページをお開きください。
行事予定の確認をします。教育総務課からお願いいたします。
（各課より順次説明）。

教育長 各課の行事予定の説明が終わりました。
委員の皆様方から、ご質疑、ご質問等ございますか。

委員 社会教育課にお尋ねします。
7月25日木曜日に県の少年少女合唱祭始良大会というのが、あるのではな
かったですか。

事務局 （社会教育課長）はい。午後に合唱祭があります。

教育長 ほかにありませんか。
なければ、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。
お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等については、当局に一任
していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正につきましては、
当局にご一任いただきました。以上で、令和6年第5回教育委員会定例会を
終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございました。